

名証自規第57号
平成17年1月31日

上場会社代表者
各位
受益証券発行者代表者

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 畑 柳 昇

会社情報等に対する信頼向上のための「有価証券上場規程」等の一部改正等について

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当取引所は、「有価証券上場規程」等の一部改正等を行い、平成17年2月1日から施行しますので、ご通知申し上げます。

詳細につきましては、名証のホームページ（<http://www.nse.or.jp>）に掲載しております規則改正新旧対照表及び添付資料『会社情報等に対する信頼向上のための「有価証券上場規程」等の一部改正の趣旨・概要』等をご覧ください。

なお、今回の改正に伴い代表者の皆様にご対応いただく内容等につきましては、情報取扱責任者あてご通知（平成17年1月31日付 名証自規G3号）の別添2「適切な情報開示のためにご提出いただく宣誓書及び確認書に関する上場会社代表者の留意事項について」に詳細がございますのでご確認をお願いいたします。

（添付資料）

- ・会社情報等に対する信頼向上のための「有価証券上場規程」等の一部改正等の趣旨・概要
- ・解説文「会社情報等に対する信頼向上のための上場制度の見直しの主な内容」
(今回の改正に関する全般的な考え方を取り纏めた資料です。ご一読ください。)

敬具

会社情報等に対する信頼向上のための
「有価証券上場規程」等の一部改正等について

平成17年1月31日

株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

重要な会社情報の適時適切な開示は、上場有価証券の公正な価格形成及び円滑な流通を確保するうえで不可欠であり、投資者の証券市場に対する信頼の根幹を成すものである。しかしながら、先般来、会社情報の開示が適切に行われず、多くの投資者の信頼を損なうような事例が相次いで判明し、上場会社並びに証券市場に対する社会的な信頼の失墜を招きかねない事態が生じている。

そこで、上場有価証券の発行者が投資者への適時適切な会社情報の開示に真摯な姿勢で臨む旨を宣誓する規定を設けるほか、現行、上場した時期によってその親会社等（非上場）に関する情報開示に差が生じる制度となっている点を見直すなど、市場に対する投資者の信頼の維持・向上を図る観点から、上場管理制度全般にわたり、見直しを行うこととする。

2. 改正概要

(備 考)

(1) 開示書類等の信頼向上

a 上場有価証券の発行者の誠実な業務遂行に関する基本理念

上場有価証券の発行者の誠実な業務遂行に関する基本理念として、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示規則」という。）」に、「上場有価証券の発行者は、投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない」旨を規定する。

・適時開示規則第1条第2項等

b 適時開示に係る宣誓書等

上場会社は、代表者の異動があった場合又は過去5年間において「適時開示に係る宣誓書」を提出していない場合には、速やかに、適時開示に係る社内体制の状況を記載した書類を添付し、当取引所定の「適時開示に係る宣誓書」を提出するものとする。この場合において、上場会社は当取引所が当該宣誓書及びその添付書類を公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

・適時開示規則第4条の4、同取扱い4の2、適時開示に係る宣誓書等
・債券、日経300株価指数連動型上場投資信託受益証券の発行者についても同様。

c 有価証券報告書等の適正性に関する確認書

上場会社は、有価証券報告書又は半期報告書を提出した場合は、当該上場会社の代表者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないと認識している旨及びその理由（有価証券報告書又は半期報告書の作成に関して上場会

・適時開示規則第8条、同取扱い8の2等
・債券、日経300株価指数連動型上場投資信託

社の代表者が確認した内容)を記載した書面(当該有価証券報告書又は半期報告書に、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条第1項第1号へ等に規定する書面を添付している場合にあっては、当該書面の写し)を遅滞なく当取引所に提出するものとする。この場合において、上場会社は当取引所が当該書面を公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

d 監査証明を行う公認会計士等

有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延に係る上場廃止基準において添付を求めている監査報告書又は中間監査報告書は、2人以上の公認会計士又は監査法人によるものであることを要することとする。

受益証券の発行者についても同様。

- ・株券上場廃止基準第2条第1項第10号等
- ・債券、日経300株価指数連動型上場投資信託受益証券の発行者についても同様。

(2) 親会社等の会社情報に関する適時開示制度の見直し

a 親会社等に係る適時開示制度の対象となる上場会社の範囲の拡大

平成7年以前に上場した会社について、親会社等に係る会社情報の適時開示を免除している取扱いを廃止し、非公開の親会社等を有する上場会社は、原則として、親会社等に係る決定事実、発生事実及び決算内容を開示するものとする。

- ・適時開示規則取扱い1の2(3)、同平成8年1月1日改正付則

開示の対象となる「親会社等」とは、親会社及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社(これらの会社が複数あるときは、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社)をいう(現行どおり)。

b セントレックスにおける適時開示の対象となる親会社等の範囲の拡大等

セントレックスにおける適時開示の対象となる親会社等の範囲を、市場第一部・第二部同様、親会社及びセントレックス上場会社を関連会社とする他の会社とし、セントレックスへの上場審査において審査対象となる親会社等の範囲についても同様とする。

- ・適時開示規則取扱い1の2(3)、株券上場審査基準の取扱い4等

c 親会社等に関する事項の開示

親会社等を有する上場会社は、事業年度に係る決算の内容を開示する場合は、以下の親会社等に関する事項を速やかに開示するものとする。

- ・適時開示規則第2条第9項、同取扱い2の5等

親会社等の商号又は名称、親会社等の議決権所有割合、親会社等が発行する株券が上場されている証券取引所等の商号又は名称

親会社等が複数ある場合は、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号又は名称及び当該会社が上場会社に与える影響が最も大きいと認められる理由

親会社等の会社情報の開示が免除されている場合には、当該

免除を求めるにあたり当取引所に提示した理由

親会社等の企業グループにおける位置付けその他の親会社等との関係

親会社等との取引に関する事項（財務諸表等規則第8条の10等の規定により財務諸表等若しくは連結財務諸表等に記載される関連当事者との取引に関する事項のうち、親会社等との取引に関する事項をいう。）

(3) 少数特定者持株数に係る基準における緩和措置の廃止等

少数特定者持株数に係る一部指定基準及び上場廃止基準において適用される少数特定者持株比率の水準を当分の間緩和することとしている取扱いを廃止する。

また、「株券上場廃止基準」及び「上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準」の付則において規定している「株主数」及び「少数特定者持株数」の定義を、これらの規則の本文において規定する。

(4) 財務諸表等の虚偽記載に係る基準の見直し

上場審査基準、一部指定基準及び上場廃止基準において、現行では虚偽記載に係る対象を財務諸表等のみとしているが、その対象を有価証券報告書等（有価証券報告書、半期報告書、有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類及びこれらの添付・参照書類をいう。）に拡大する。

「虚偽記載」とは、有価証券報告書等について、内閣総理大臣から訂正命令を受けた場合、内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により告発が行われた場合、又は訂正報告書等を提出した場合であって、訂正内容が重要である場合をいうものとする。

(5) 株式事務代行機関の設置

昭和46年7月1日前に上場した会社について株式事務代行機関の設置を免除している取扱いを廃止する。

また、上場会社が株式事務を株式事務代行機関に委託しないこととなった場合には上場を廃止する。

(6) その他

企業内容等の開示に関する内閣府令の改正（平成16年12月1日施行）により有価証券届出書等の記載事項の見直しが行われたことに伴う改正など、所要の規定整備を行う。

- ・株券上場廃止基準平成7年1月4日改正付則等

- ・株券上場審査基準第4条第1項第8号、株券上場廃止基準第2条第1項第11号等
- ・債券の発行者についても同様。

- ・適時開示規則昭和46年7月1日改正付則、株券上場廃止基準第2条第1項第13号等

- ・上場前の公募又は売出し等に関する規則第23条等

3. 施行日

平成17年2月1日から施行する。

以下の経過措置を講じることとする。

・(1) b 適時開示に係る宣誓書

施行日において現に上場会社である会社は、適時開示に係る宣誓書及び添付書類を平成17年3月31日までに当取引所に提出するものとする。

・(1) c 有価証券報告書等の適正性に関する確認書

施行日以後終了する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

・(1) d 監査証明を行う公認会計士等

監査報告書について2人以上の公認会計士又は監査法人によるものであることとする改正は、施行日以後開始する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

・(2) a 親会社等に係る適時開示制度の対象となる上場会社の範囲の拡大

平成17年3月1日以後の開示から適用する。ただし、親会社等の決算内容の開示については、平成17年3月1日以後終了する親会社等の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る開示から適用する。

・(2) b セントレックスにおける適時開示の対象となる親会社等の範囲の拡大等

適時開示の対象となる親会社等の範囲の拡大については平成17年3月1日以後の開示から、上場審査の対象となる親会社等の範囲の拡大については施行日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

・(2) c 親会社等に関する事項の開示

平成17年3月1日以後終了する事業年度の会社から適用する。

・(3) 少数特定者持株数に係る基準における緩和措置の廃止等

一部銘柄指定基準においては施行日以後開始する事業年度を直前事業年度とする審査から、上場廃止基準においては施行日以後開始する事業年度を審査対象決算期とする審査から適用する。

・(4) 財務諸表等の虚偽記載に係る基準の見直し

上場廃止基準の改正は、施行日以後に提出される有価証券報告書等から適用する。

・(5) 株式事務代行機関の設置

施行日において株式事務代行機関を設置していない上場会社については、施行日以後最初に到来する決算期に関する定時株主総会の招集日から起算して1か月目の日を迎えたときから改正後の規定を適用する。

以 上

会社情報等に対する信頼向上のための上場制度の見直しの主な内容

1. 開示書類等の信頼向上

(1) 上場会社の誠実な業務遂行に関する基本理念

会社情報の開示に関する今般の一連の問題発生の再発を防止し、一日も早く投資者の信頼を取り戻すためには、すべての上場会社において投資者への適時適切な情報開示や誠実な業務遂行についての意識を今一度徹底する必要があります。

そこで、上場会社が遵守すべき基本理念として、以下の内容を上場規則に定めました（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下、「適時開示規則」）第1条第2項）。

上場有価証券の発行者は、投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。

(2) 適時適切な情報開示に関する宣誓

上記の基本理念についてより高い実効性を確保し、もって証券市場に対する信頼を回復する観点から、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨む旨を上場会社に宣誓していただくこととしました。

上場会社は、新規上場のとき、代表者（当取引所に届け出ている上場会社代表者をいいます。以下同じ。）の異動があったとき又は過去5年間において宣誓書を提出していないときに、当取引所に対して、代表者の署名した当取引所所定の様式による宣誓書を提出し、あわせて適時開示に係る社内体制の状況を記載した書面を添付書類として提出しなければならないこととしました（適時開示規則第4条の4、同取扱い4の2）。

宣誓書における具体的な宣誓内容は、「投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むこと」です。

添付書類は、上場会社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況を記載した書面であり、当該書面に記載した社内体制の充実に努めることが、宣誓事項に含まれます。これは、形式的な宣誓では上場会社の適時開示実務の改善には結びつかず、かえって投資者に、適時開示に関する信頼度が全社一律に同水準まで向上したとの誤認を与えて、投資者の信頼を結果的に損ねることともなりかねないため、あわせて求めることとしたものです。

宣誓書と添付書類は、当取引所において公衆縦覧に供されます。ただし社内体制については宣誓書の提出より短期間での見直しが望ましいため、添付書類については隨時差し替えることができます。

現在上場している会社の最初の宣誓書と添付書類の提出期限は、平成17年3月31日です。

なお、宣誓事項について重大な違反があった場合には、上場廃止の対象とすることとしています（株券上場廃止基準（以下、「上場廃止基準」）第2条第12号）。これは、証券市場全体に対する投資者の信頼を大きく損なうような極めて重大な不適切開示を念頭においたものです。従来からも、改善の必要性が高いと認められる不適切な開示には改善報告書の提出を求めており、5年間で3度の改善報告書の提出は上場廃止事由としていますが、「宣誓事項について重大な違反を行った場合」には改善報告書の徴求の対象とはせずに直ちに上場廃止の措置がとられることとなります。

（3）有価証券報告書等の適正性に関する確認書

上場会社が有価証券報告書等（有価証券報告書・半期報告書）を内閣総理大臣に提出した場合、遅滞なく「有価証券報告書等の記載内容の適正性に関する確認書」を当取引所に提出することを義務付けるとともに、これを公衆縦覧に供することとしました（適時開示規則第8条、同取扱い8の2）。

確認書では、上場会社の代表者が、有価証券報告書等の提出時点において、当該有価証券報告書等に不実の記載がないと認識している旨及びその理由を記載するものとします。理由としては、有価証券報告書等の作成に関して代表者が確認した内容を記載するものとします。具体的には、各社でレベルは異なりますが、有価証券報告書等の適正性を裏付けるのに十分な社内体制（業務執行体制、内部監査体制等）が整備されている場合にはその体制を、そうでない場合には少なくとも現状の有価証券報告書等の作成プロセスを前提とした代表者自身の確認内容を記載してください。

ただし、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条第1項第1号へ等に規定する任意添付書類、すなわち、有価証券報告書等の提出者の代表者が当該有価証券報告書等に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を有価証券報告書等に添付している場合には、当該書類の写しを提出するものとします。

上記の法令上の任意添付書類における有価証券報告書等の適正性の確認には、財務諸表等が適正に作成されるシステムが機能していたかについての確認が内容として含まれます（企業内容等の開示に関する留意事項五二九二）が、全ての上場会社についてこのようなシステムの整備を直ちに期待することが困難な現状に照らすと、これを一律に義務化することはできません。そこで、今般の改正では、有価証券報告書等の重要性について改めて上場会社の認識を促す観点から、「その提出時点において不実の記載が無いと代表者

が認識している」ことを明らかにするよう求めることとしました。ただし、それだけでは形式的な書面提出が行われるだけで経営者の意識向上や実務の改善に結びつかないことも考えられるため、理由の記載をあわせて求めることにより、投資者自らによる各社の確認のレベルの主体的な評価や、上場会社による自発的な社内体制の整備を促すこととしました。確認書の提出は、平成17年2月1日以後に終了する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書等から義務化されます。

なお、確認書の参考様式については別添資料をご覧ください。

[宣誓書・確認書の概要]

		適時開示に係る宣誓書	有価証券報告書等の適正性に係る確認書
目的		投資者の証券市場に対する信頼の回復	
内容	提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・宣誓書 ・適時開示に係る社内体制の状況を記載した添付書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・確認書 (もしくは法令上の任意添付書類の写し)
	内容	添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨む旨	代表者が有価証券報告書等の提出時点において不実の記載がないと認識している旨及びその理由
	提出時期	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者の異動の際 ・前回の宣誓から5年間経過の時点 	有価証券報告書等の提出の際
	周知方法	公衆縦覧	
実施時期		最初の宣誓書は17年3月末までに提出	17年2月1日以後到来する期末・中間期末に係る有価証券報告書・半期報告書より適用

(4) 公認会計士等

現在の上場会社の業務の複雑さと会計実務の専門性に照らすと、1人の公認会計士では、十分な質と量の監査を行うことが困難なケースも想定されます。そこで、複数の公認会計士による協力・連携等により監査の質を確保し、もって会社情報の信頼性を高めるため、2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明を義務付けることとしました。

具体的には、有価証券報告書等の提出遅延に係る上場廃止基準（上場会社が有価証券報告書等を法定の提出期限（決算期末日から3か月）経過後1か月以内に提出できない場合には、上場を廃止する）において有価証券報告書等への添付を求めている監査報告書又は

中間監査報告書は、2人以上の公認会計士又は監査法人によるものであることを要することとしました（上場廃止基準第2条第10号）。

この改正の適用時期については、平成17年2月1日以後に開始する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書等から適用することとしています。

2. 親会社等の会社情報に関する適時開示制度の見直し

(1) 親会社等の会社情報の適時開示

上場会社の親会社等（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社、及び上場会社が他の会社の関連会社（財務諸表等規則第8条第5項に規定する関連会社）である場合における当該他の会社をいいます。以下同じ。）が非公開会社である場合の、当該親会社等の会社情報の適時開示については、従来、平成8年1月1日以降に上場申請して上場した会社に限り適用されていましたが（適時開示規則取扱い1の2(3)、同平成8年1月1日改正付則）、会社が上場した時期によってその非公開親会社の会社情報の開示内容に格差を生じさせている従来の規則を改め、非公開の親会社等を有するすべての上場会社に対して、当該親会社等の会社情報の適時開示を求ることとしました。

また、セントレックス上場会社については、上場会社の総株主の議決権の過半数を保有する親会社のみが上記の適時開示の対象とされていましたが、このような市場区分による開示内容の格差についても併せて見直すこととし、市場第一部・第二部上場会社と同様、議決権所有比率が50%以下の親会社及び当該セントレックス上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社についても、適時開示の対象に含めることとしました（適時開示規則取扱い1の2(3)）。

これらの見直しの結果、上場の時期、市場区分を問わず、親会社等を有する全ての上場会社が、親会社等の会社情報の開示義務の対象となります。

具体的には、親会社等に関して以下の会社情報が生じた場合に、当該情報の適時開示を要します（これらの項目に係る開示の要否の判断に際しての軽微基準は、上場会社に係る対応する開示項目における軽微基準を準用します）。

1. 資本の減少
2. 株式交換
3. 株式移転
4. 合併
5. 会社の分割
6. 営業又は事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
7. 解散
8. 新製品又は新技術の企業化
9. 業務上の提携又は業務上の提携の解消

10. 子会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得
11. 固定資産の譲渡又は取得
12. 営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止
13. 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て
14. 新たな事業の開始
15. 公開買付け又は自己株式の公開買付け
16. 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
17. 主要株主又は主要株主である筆頭株主の異動
18. 親会社等の異動
19. 債権者その他の当該親会社等以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告
20. 手形等の不渡り又は手形交換所による取引停止処分
21. 当該親会社等の親会社等に係る破産手続開始の申立て等
22. 決算内容の確定（親会社等が連結財務諸表・中間財務諸表の作成を行っていない場合には、単体・通期の決算内容の開示のみで足りる。）

上場会社が複数の親会社等を有する場合には、これら複数の親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる1社（その影響が同等であると認められるときは、いずれか1社）についてのみ、開示義務の対象となります。そのため、後述の決算短信における親会社等に関する事項の開示において、複数の親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きい1社の社名とその判断理由を投資者に対して開示するものとしています。また、開示対象となる親会社等の変更がある場合には、その旨及びその理由を記載した書面を当取引所に提出するものとしています。

この改正については、親会社等の会社情報を適時適切に開示することができる体制を整備するための上場会社の準備期間等を考慮して、平成17年3月1日から適用することとし、うち決算情報の適時開示は、同日以後に終了する親会社等の事業年度・中間会計期間・連結会計年度・中間連結会計期間に係る開示から適用することとしています。

なお、上記のセントレックスにおいて開示対象となる親会社等の範囲の見直しに伴い、セントレックスの上場審査において審査対象となる親会社等の範囲についてもあわせて見直します。セントレックスへの上場申請会社が親会社等を有する場合、親会社等に対する独立性確保の状況についての上場審査基準に適合することを要し、また、親会社等が上場会社でも継続開示会社でもない場合には、当該親会社等について有価証券報告書に準じた書類の作成を要することとなります（株券上場審査基準の取扱い4）。当該改正は、平成17年2月1日以降に上場申請を行う新規上場申請者から適用します。

(2) 親会社等に関する事項の開示

当取引所は、従来から上場会社に対し、「重要な関連当事者（とりわけ、親会社をはじ

めとする資本上位会社)との人事、資金、技術及び取引等の関係に係る基本的な考え方」や「関連当事者との取引」について決算短信に記載することを要請してきましたが、今回この内容を拡充するとともに規則化し、親会社等を有する全ての上場会社について、「親会社等に関する事項」の開示を義務付けることとしました(適時開示規則第2条第9項、同取扱い2の5)。

具体的には、親会社等を有する上場会社は、決算短信において、以下の情報を開示しなければならないこととします。これらの開示は、親会社等の公開・非公開を問わず、また、複数の親会社等を有する場合には、当該複数の会社それぞれについて行う必要があります。

親会社等の商号又は名称、親会社等の議決権所有割合、親会社等が発行する株券が上場されている証券取引所等の商号又は名称

親会社等が複数ある場合は、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号又は名称及び当該会社が上場会社に与える影響が最も大きいと認められる理由

親会社等の会社情報の開示が免除されている場合には、当該免除を求めるにあたり当取引所に提示した理由

親会社等の企業グループにおける位置付けその他の親会社等との関係

親会社等との取引に関する事項(財務諸表等規則第8条の10 又は連結財務諸表等規則第15条の4の規定により財務諸表等若しくは連結財務諸表等に記載される関連当事者との取引に関する事項のうち、親会社等との取引に関する事項)

この改正は平成17年3月1日以後に終了する事業年度に係る開示から適用します。

4. 少数特定者持株数に係る基準の見直し

当取引所の上場規則上、少数特定者持株数とは、市場において流通する可能性の低い株式数を画する概念であり、その具体的な内容は、概ね、役員をはじめとする特別利害関係者と大株主上位10名の持株数及び上場会社が所有する自己株式数の合計です。当取引所は、上場株式の市場における十分な流通を確保して円滑かつ公正な取引を促す観点及び特定の者に偏った極端にいびつな株主構成となることを防止する観点から、少数特定者持株数が上場株式数の一定割合以下であることを求めています。

すなわち、会社は少数特定者持株数について、一部指定申請時には「直前事業年度の末日等において上場株式数の70%以下」(上場株券の市場第一部銘柄指定基準(以下、「一部指定基準」)第3条第2号a)の各基準を満たさなければなりません。また、「少数特定者持株数が上場株式数の80%を超えている場合において、1か年内に上場株式数の80%以下とならないとき」には上場を廃止することとしています(上場廃止基準第2条第2号a(a))。

しかし、これらの規定については、当分の間の経過措置として、一部指定基準については上場株式数に応じて最大80%まで、上場廃止基準については90%という緩和措置がそれぞれ

とられ、基準数値を最大10%緩和するこれらの経過措置は今日まで継続していました（一部指定基準：平成11年改正付則、上場廃止基準：平成7年改正付則）。

これらの経過措置は、基準の導入時、改正規定が直ちに適用されると多くの会社が上場廃止基準に抵触するなど、投資者に多大な影響を与えてしまうことを考慮して、暫定的にとられたものでしたが、このような暫定的な措置が長期にわたって継続していることは非について改めて検討したところ、最近の株式持合いの解消状況や制度の分かりづらさを踏まえるとこれを継続する合理性に乏しいとの判断に至ったため、当該緩和措置を撤廃することとしました。

	本則	付則（撤廃）
一部指定基準	直前事業年度の末日等において上場株式数の <u>70%</u> 以下	<u>上場株式数に応じて、70%～80%</u>
上場廃止基準	上場株式数の <u>80%</u> を超えている場合において1年内に <u>80%</u> 以下とならない場合	<u>90%</u>

この見直しに係る改正規定は、一部指定基準については、平成17年2月1日以後最初に開始する事業年度を直前事業年度とする一部指定申請会社から適用します。具体的には、最初に改正規則の適用を受けるのは、1月末日決算会社が、18年1月期を直前事業年度として一部指定申請を行う場合です。

また、上場廃止基準については、平成17年2月1日以後最初に開始する事業年度の末日時点の少数特定者持株数が80%を超える会社から1年間の猶予期間に入ることとなります。1月末日決算会社を例にとると、最短で18年1月末に猶予期間に入り、19年1月末までに改善されない場合に上場を廃止することとなります。

なお、上場廃止基準における少数特定者持株数の定義については、現行の取扱いのままとします（大株主上位10名（明らかに固定的所有でないと認められるものを除く）、役員及び自己株式）。

5. 財務諸表等の虚偽記載に係る基準の見直し

従来の財務諸表等の虚偽記載に係る上場廃止基準においては、上場会社が財務諸表等又は中間財務諸表等に「虚偽記載」を行い、かつその影響が重大である場合に、上場を廃止することとしていましたが、今回これを改め、上場会社が、有価証券報告書等（有価証券報告書、半期報告書、有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類及びこれらの添付・参照書類をいう。）のうち財務諸表等・中間財務諸表等以外の部分に「虚偽記載」を行った場合も対象とすることとしました（上場廃止基準第2条第11号a）。「虚偽記載」とは、有価証券報

告書等について、内閣総理大臣から訂正命令を受けた場合、内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により告発が行われた場合、又は 訂正報告書等を提出した場合であって、訂正内容が重要である場合をいいます（株券上場審査基準の取扱い2(8)a）。改正規定は、平成17年2月1日以降に提出される有価証券報告書等から適用されます。

当該改正は、投資者の投資判断にとっては重要なが財務諸表等の記載内容には必ずしも影響しないような情報の虚偽記載について、投資者の信頼を大きく損なうものとして上場廃止事由とするものです。

上場審査基準、一部指定基準においても同様の改正を行います。上場審査基準上、従来は上場申請前の2年間の財務諸表等及び上場申請の直前事業年度に係る中間財務諸表等について「虚偽記載」がないことが要件でしたが、今般、同期間の財務諸表等又は中間財務諸表等が記載される有価証券報告書等について「虚偽記載」がないこととしました。また、一部指定基準も、最近5年間の財務諸表等及び中間財務諸表等について「虚偽記載」がないことが要件でしたが、今般、同期間の財務諸表等又は中間財務諸表等が記載される有価証券報告書等について「虚偽記載」がないこととしました。これらの改正規定については、平成17年2月1日以降に上場申請、一部指定申請を行う会社から適用されます。

6. 株式事務代行機関の設置

従来、株式事務代行機関の設置は、昭和46年7月1日より前に上場した会社については義務付けられていませんでしたが、これを改め、自らが株式事務代行機関である信託銀行等を除く全上場会社を対象に株式事務の代行機関への委託を義務付けるとともに、上場後に株式事務を代行機関に委託しないこととなったときには、上場を廃止することとしました（上場廃止基準第2条第13号）。

この改正については、株式事務代行機関（名義書換代理人）の設置には定款変更が必要となることを踏まえ、平成17年2月1日時点で株式事務代行機関を設置していない上場会社については、同日以後最初に開催される定時総会の招集日から起算して1か月目の日から適用することとします。

以上

別添

参考様式

有価証券報告書（半期報告書）の適正性に関する確認書

平成 年 月 日

株式会社名古屋証券取引所

代表取締役社長

殿

本店所在地

会 社 名 印

(コード番号 名証第 部)

(又はセントレックス)

代 表 者 の

役 職

氏名(署名)

印

当社の代表取締役（代表執行役）社長である は、当社の平成 年 月から平成
年 月 日までの第 期事業年度の有価証券報告書（平成 年 月 日から平成 年 月
日までの第 期事業年度の中間会計期間の半期報告書）の提出時点において、当該有価証券報
告書（半期報告書）に不実の記載がないものと認識しております。

【以下、代表者が不実の記載がないと認識するに至った理由（有価証券報告書又は半期報告
書の作成に関して代表者が確認した内容）を記載する。】